

横芝町の人口と世帯

（9月1日現在）

| | | |
|-----|--------|-------|
| 人 口 | 13,489 | (+29) |
| 男 | 6,546 | (+9) |
| 女 | 6,943 | (+20) |
| 世帯数 | 3,464 | (+15) |

() 内は前月比



広報

横芝

第145号

昭和51年10月1日

発行所

山武郡横芝町横芝636番地

横芝町役場

電話 04798-2-1111(代)

郵便番号 289-17

九月補正予算で

十一億円を突破した

町の一般会計予算

昭和五十一年九月定例議会は九月十六日と十八日の両日行われました。本会議では、新東京国際空港関連問題対策委員会の設置条例と横芝町運動広場の設置及び管理に関する条例二件が制定されました。また、上町地先の町道認定・国保会計では、五十年度分の療養給付費実績が国庫負担金の算出基礎額を下回ったための償還金、助産費償還金や疾病予防PRの印刷費等に四百五十八万五千円が追加されました。一般会計では、土木関係予算一千五百六十六万円を中心とし、三千七百六十万円の追加補正が行われました。五十一年九月三十日で任期満了となつた教育委員三名の選任が行われました。

町の野球場設置 管理など条例化

栗山の旧NHKあと地を中心とし建設が進められている、町営の野球場も月中旬には完成します。

この完成に伴つて、球場の設置や管理使用について条例が定められました。球場の名称は横芝町運動広場といい横芝町栗山五〇〇〇

使用時間は、四月一日から十月三十一日までは午前八時から午後六時まで、十一月一日から翌年三月三十日までが午前八時から午後五時までとなつております。

使用料は別表のとおりです。
この運動広場の使用は、町内外を問わず使用することができるようになつております。

| 野球以外 | 町内団体 | 町外団体 | 区 分 | (一回) (二時間以内) | | 午 前 | 午 後 | 一 日 |
|--------|------|------|-----|-----------------|-------|-------|-----|-----|
| | | | | 一般野球 | 町外チーム | 町内チーム | | |
| 小中学校野球 | | | | 一〇〇円 | 一〇〇円 | 一〇〇円 | | |
| 野球以外 | | | | 一〇〇円 | 一〇〇円 | 一〇〇円 | | |
| 町内団体 | | | | 一〇〇円 | 一〇〇円 | 一〇〇円 | | |
| 町外団体 | | | | 一〇〇円 | 一〇〇円 | 一〇〇円 | | |
| 野球以外 | | | | 一〇〇円 | 一〇〇円 | 一〇〇円 | | |
| 小中学校野球 | | | | 一〇〇円 | 一〇〇円 | 一〇〇円 | | |
| 野球以外 | | | | 一〇〇円 | 一〇〇円 | 一〇〇円 | | |

空港関連問題対策に 町長の諮問機関設置

航空路の直下であり又空港までの距離も比較的近いという横芝町は、飛行機を利用するうえでは非常に便利である一方、騒音による電話、テレビの難聴など空港に関する問題の対策を円滑に推進して、町民の生活安定を図るために、町長の諮問機関として、「横芝町新東京国際空港関連問題対策委員会」を条例で設置するものであります。委員会の委員は、議会議

員を定めてあります。
ある行為をしないなどの遵守事項を定めてあります。

月以前から受け付けることになりますので、運動広場使用承認申請書に使用日時、使用人員、使用器具等必要事項を記入して教育長に提出し使用許可を受け、使用料を納めて使用することになります。使用許可は申請の順となり、雨天等により使用不能な場合は状況によって還付することになります。

使用に当つては、決められた場所以外ではタバコやその他の火気を使用しない。許可されない施設又は附属設備を使用しない。承認を得ないで設備を変更しない。他人に迷惑を及ぼし又はその恐れのある行為をしないなどの遵守事項を定めてあります。

交付税を財源に 三千七百万補正

今年度一般会計第二回目の補正

予算では、地方交付税を主な才入

財源として、三千七百五十六万七千円の追加補正が行われました。

今回の補正で一般会計予算の総額は、十一億一千二百八十一万六千円となりました。

追加補正された主なものは、土木費で道路舗装工事に七百四十

五万円、道路維持費に七百六十万円を計上。農林水産業費では、屋形地区排水路整備事業補助金三百二十五万円を始め、天災融資利子補給金、高能率集団的生産組織育成事業の測量・土性調査委託費等が補正されました。また、新たに条例制定された新東京国際空港関連問題対策委員会の経費に五十七万六千円、議会の新空港問題対策議員協議会関係費に八十一万九千円が計上されました。国保会計は四百五十八万五千円を補正、総額で三億三千七百五十八万五千円となりました。

員を代表する者や農業委員会、教育委員会委員、国の定める第一種騒音地域及びその周辺地域の代表者など十六名の委員で構成されています。

（次頁の五段に続きます）

10・11月予防接種実施予定

| 実施日 | 実施場所 | 種別 | 該当範囲 |
|--------|-------|-------------|-----------------------|
| 10月20日 | 横芝町役場 | 生ワク投与 | S 51.1.1~ 51.6.30生 |
| 26日 | 上堺会館 | インフル エンザ | 一般・保育園児 |
| 28日 | 大総会館 | " | " |
| 29日 | 役場 | " | 一般 |
| 11月2日 | 上堺会館 | " | 一般・保育園児 |
| 4日 | 大総会館 | " | " |
| 5日 | 役場 | " | 一般 |
| 9日 | 第1保育所 | " | 保育園児 |
| 10日 | 第2保育所 | " | " |
| 11日 | フタバ保育 | " | " |
| 12日 | 横芝中学校 | " | 全生徒 |
| 16日 | 第1保育所 | " | 保育園児 |
| 17日 | 第2保育所 | " | " |
| 18日 | フタバ保育 | " | " |
| 19日 | 横芝中学校 | " | 全生徒 |
| 24日 | 大総小学校 | " | 全児童 |
| 25日 | 横芝小学校 | " | " |
| 26日 | 上堺小学校 | " | " |

赤い羽根で親しまれました
共同募金運動が今年も十月一日から
十二月三十一日まで全国各地で
くりひろげられます。

例年横芝町では、総務員さんを通じて各家庭に御協力をお願いしてまいりましたが、今年も六〇万円（町の目標額）の赤い羽根募金額を町民の皆さんにお願いすることになりました。

今年の共同募金運動は「あなたもボランティア（社会事業の特志奉仕者）」に赤い羽根で福祉活動に参加」を合言葉に行われます。

赤い羽根で福祉参加を 十月から募金運動展開



赤い羽根で 福祉活動に参加しましょう

日本もこのように福祉国家の一員

ですが、福祉国家といわれる國々では、いざれも国民自身が“助け合い”という社会連帯の精神にもとづいて積極的な活動をしています。そうした意欲的な支えがすぐれた社会保障制度を築く原動力になつ

—359—

ですが、福祉国家といわれる国々

ています。赤い羽根運動もこのよ

（※前頁から続く）

町民の福祉運動です。

古谷・神保・小高
三氏教育委員に

の運動の機運を盛り上げるため、
身近かな赤い羽根募金運動に参加
して下さい。

九月三十日を以つて任期満了となつた町教育委員会委員の選任について議会の同意を求めたところ

自由診療と保険

詩
經

自由診療と保険 一本立て料金で

古谷 胖 横芝一五八四
神保 真 小堤七一番地
小高猶次 新島六〇番地

保険診療のうち歯科医療費が八月一日から九・六%引上げられました。この改正によつて、歯科の診療を受けた患者が医療機関の窓口で支払う自己負担額は、今までの料金より値上げ分の三割相当額

養護老人ホーム入口から松尾丁
区一号幹線大排水路（通称ゲンゴ
堀）ぞいに長倉入口に至る五五二
メートル（幅員四メートル）の間
が「横芝七五号の一」として町道
に認定されました。

的、(4)虫歯予防などのほかに特殊な材料などを使用する診療（従来の差額診療）が加わり、これらは各都市歯科医師会の申し合せによつて目やす料金を基準とした「自由診療」扱いとなりました。

また、これまで健康保険や国保などで受けける歯科診療にはすべてを保険で行う「保険診療」と特殊な材料（一四金を超える金合金、白金加金、ポーセレン、ダミー三歯以上のブリッジなど）を用いた場合に全費用のうち保険で負担する費用以外の分を患者が負担するいわゆる「差額診療」とがありますが、したが、さる七月三十一日限りでこの差額診療制度が廃止され、八月一日からは、保険でできない診療は従来から認められていない（1）健康診断、（2）歯列矯正、（3）美容目

的、(4)虫歯予防などのほかに特殊な材料などを使用する診療（従来の差額診療）が加わり、これらは各都市歯科医師会の申し合せによつて目やすり料金を基準とした「自由診療」扱いとなりました。

これ以外の通常の歯科診療は今まで通り保険でできることに変りありません。

なお、特殊な材料などを使用する診療を希望する場合は、あらかじめ歯科医師に診療内容、費用などについて確認したうえで診療を受けるようにして下さい。

水道管の埋設工事及び 宅内の給水設計実施中

企業団では、水管の埋設、宅内給水設計を行っています。

起点に松尾町猿尾までと鳥喰北新田まで及び横小から児童館・町営住宅、宮脇に至る路線の三路線を除く場所は十一月末日までの予定で工事が行われます。期間中大変迷惑をおかけしますが御協力をお願いいたします。(一)内は工期を曲り(山丘青果市湯東側国道上町角屋前)本町雪印牛乳店前

▽新青伊藤商店前(関場)→西大木
農産前(県道)雁野浅野養豚前
○中里

▽屋形荒場東側→宮前→南海保商店→県道→南十字路→蓮沼川面▽屋形荒場東側→三本松→立会

**指定業者が
宅内設計実施**

宅内給水設計については、企業

教会前→小沼歯科→東宏設計前
→県道横断→東町児童館前→古
谷木材→一号線揚水路横断→栗
山三島屋前→栗山町當住宅前→
東洋コンチネンタル社宅前

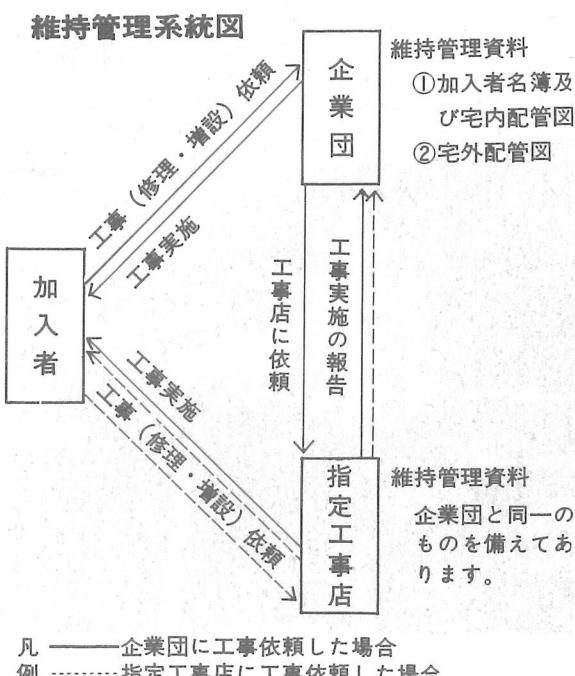
▽鳥喰南新田・鳥喰沼横芝松尾境
界線農道・古市商店・国鉄線路
横断・松尾町猿尾（12月20日）

▽鳥喰南新田・鳥喰上・鳥喰北新
田（10月30日）

▽鳥喰北新田・第一保育所・栗山
第二・県道横断・栗山第一・東
洋コンチネンタル社宅前

△工事費 五万一千二百円（一戸
当平均V.P.二十四メートル、鋼
管七メートル、水栓四個）

加入金、工事費の額及び支払い
時期については次のとおりです。
△加入金 四万円（ただし昭和五
十二年三月三十一日までに申込
んだ世帯）



凡例 —— 企業団に工事依頼した場合
 例 指定工事店に工事依頼した場合

加入希望者は早目にお申込み下さい。詳細は企業団(一)〇四五五五(二)〇五二一又は役場企画課(二)一一一一代

| 管の口経 | 加入金額 | (五十二年三月三十一日までの額) |
|----------------------|--------|------------------|
| 十三 ^{イニ} 九 | 十万円 | (八万円) |
| 二十二 ^{イニ} 九 | 二十七万円 | (二十万円) |
| 二十五 ^{イニ} 九 | 四十六万円 | (三十六万円) |
| 三十一 ^{イニ} 九 | 七十万円 | (百二十万円) |
| 四十四 ^{イニ} 九 | 一百四十万円 | (三百三十万円) |
| 五十五 ^{イニ} 九 | 二百五十万円 | (七百万円) |
| 七十五 ^{イニ} 九 | 六百七十万円 | (二千八百万円) |
| 百 ^{イニ} 九 | 一千四百万円 | (四千八百万円) |
| 百五十 ^{イニ} 九 | 二千八百万円 | (四千八百万円) |
| 二百 ^{イニ} 九以上 | 企業長の定 | める額 |



工事費については一栓(台所)まではプール計算です。つまり

付。その他は、個人宛に納付書
が送付されます。

▽昭和五十二年四月一日から加入
金が変ります。

定期登録の有権者数

六つの投票区で増加

(選管発表)

町選挙管理委員会から五十一年九月一日現在の選挙人名簿に登録されている有権者数の発表がありました。

これによりますと、五十年九月一日現在の有権者数を三〇三人上回っております。町内に八投票区あります。

投票区別の増減傾向を見ますと、栗山地域の第三投票区を中心第六投票区(上町、本町、古川、両国)、第二投票区(上堀の立会、南川岸を除く上堀全域)では四〇三六〇人増加しております。一方第一と第八投票区はわずかながら減少しております。男女別有権者数の比率は、女性が男性を四、一九%上回っております。

投票区別有権者数は別表のとおりです。

年金相談コーナー

| 投票区 | 男女別 | 男 | 女 | 計 |
|-------|-----|-------|-------|-------|
| 第一投票区 | | 245 | 277 | 522 |
| 第二投票区 | | 698 | 736 | 1,434 |
| 第三投票区 | | 468 | 522 | 990 |
| 第四投票区 | | 744 | 829 | 1,573 |
| 第五投票区 | | 412 | 435 | 847 |
| 第六投票区 | | 1,007 | 1,100 | 2,107 |
| 第七投票区 | | 474 | 526 | 1,000 |
| 第八投票区 | | 559 | 584 | 1,143 |
| 合 計 | | 4,607 | 5,009 | 9,616 |

うかを審査するのを主な仕事とするところです。交通事故、詐欺、脅などの刑事事件を裁判にかけるかどうかの判断は、検察官に任せています。検察官は捜査の結果裁判にかけても犯人を有罪にするだけの証拠が十分でないと認められた場合とか、証拠は十分あっても犯人の性格、年令及び境遇、犯罪の輕重や情状、犯罪後の状況などからあえて犯人の処罰を求めるまでの必要がないと判断した場合は、犯人を裁判にかけない処分をすることができます。これを検察官の不起訴処分といいます。

このような不起訴処分に疑義がある場合は、審査の申立をすることができます。申立をするには難しい手続もありませんし、また、

費用も一切かかりません。会議は非公開ですから、秘密は固く守られます。検察審査会は、八日市場構内(電話〇四七九七二)一三〇〇代一三〇二)にあります。

あなたの周りにこの制度があることを知らないため、泣き寝入りに終っている方がいましたら、この制度のあることを教えてあげてください。

税法の説明会

開催

山武郡市納税貯蓄組合連合会では、「聞かないと、知らないと損する相続税、贈与税、あなたの財産対策」といった内容の説明会が

九月二十一日付で役場職員に次の異動がありました。

配置換え

▽議会事務局長林正一郎(建設

課主幹)

退職

▽小高猪次(総務課主幹)

役場職員の異動

あります。入場は無料です。

日時 昭和五十一年十月十三日(木)
午後一時

会場 成東町中央公民館
日時 昭和五十一年十月二十日(水)
午後一時

会場 山武郡市振興センター
講師 東金税務署資産税部門
木村統括官

「○○検察審査会、××事件につき不起訴不當の議決」

最近、新聞やテレビなどでときどきこのような報道を見かけますが、この検察審査会とはどのように

「○○検察審査会、××事件に

なことをするところでしょう。

検察審査会とは、国民の中から

くじで選ばれた検察審査員が、いわば民間人を代表して、検査官の

不起訴処分が正しく行われたかど

不起訴処分に疑義ある場合 検察審査会をご利用下さい

なことをするところでしょう。

検察審査会とは、国民の中から

くじで選ばれた検察審査員が、いわば民間人を代表して、検査官の

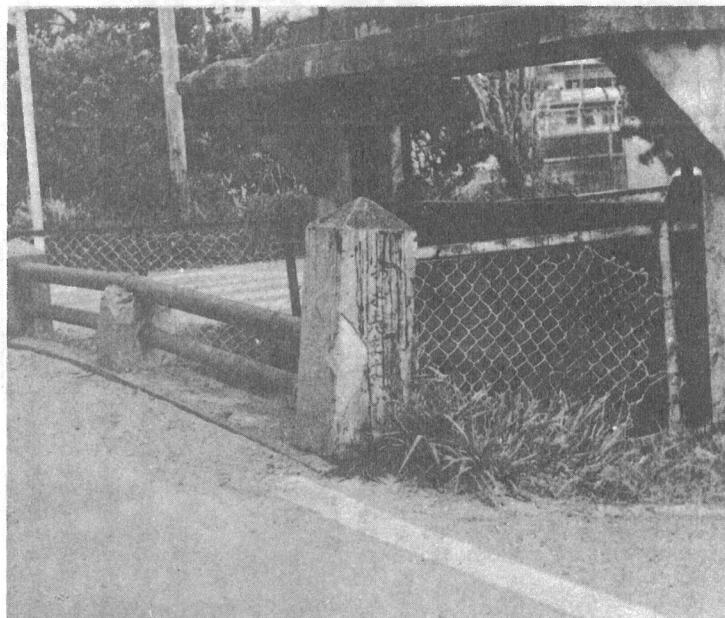
不起訴処分が正しく行われたかど

横芝の碑

(その四十八)

供の国方面に向う道路は、小学校の塀が途切れると東部耕地整理組合の用水路で、ここに架っている橋を大島橋と呼んでいます。この辺りは、昔、と言つても大正の始め頃は一面の湿地帯で、この橋も荒木丸太を並べ、その上に芝草を載せた程度のものでした。そして大島橋と呼ぶ様になつたのは、現在のコンクリート橋に架け替えられた時この辺りの地名が大島であることから名付けられたからであるという話です。それまでは「学校前の橋」等と呼んでいた本当に名もない橋だったということです。橋にはおお志まばしとセメントの型打式に刻まれていますが、その一部は剥げ落ちたり、欠損したりしています。それに、すぐ上流には流水路調整用の水門が厳しく姿を見せていて、下流には児童通学用のスマートな橋が出来たりしていますので、これに気を奪われ、直接渡つてゐる大島橋の存在はどうしても忘れられてしまいそうで痛々しくさえ感じます。

ところが、この橋を忘れることは出来ない、思い出の橋だ、とい



一号用水路にかかるおお志まばし

が今話し合っていたのはこの橋の思い出なんですよ。鳥喰や栗山方面から小学校に通っていた私達には、みんな何かの思い出を持っているのがこの橋なのです。朝はこの橋まで来ると「学校に来た」という気になりますし、帰りにはこの橋まで来ると「家へ帰るんだ」という解放された気持になつたものです。昔は授業の報らせは鐘が鳴ったでしょ。朝は授業の始まる五分前に予令の鐘が鳴つたものですが、その鐘がこの橋を渡る前に鳴ると遅刻する、というので、一生懸命走りました。後手に抱えたカバンの中で、筆入れや弁当箱のおかず入れや箸がガラガラと鳴った音を今でも覚えています。また用水が止まっている時期等には意地悪つ子が橋の下に隠れていて、女の子や下級生の前に突然飛び出しても驚かせたり、仲よし同志が帰りの待合せをしたりしたのもこの橋でした。昭和三十年頃だったと思いますが毎年進級すると各級毎に、講堂と桜並木を背景にして、この橋の上で記念撮影をしたのも思い出の一つですね。その他にもいろいろ思い出があるんですよ。横小も随分立派になつたことは嬉しかったです。三人の方々が交々語つてくれた内容は大凡以上の様なもの

でしたが、聞いている中に、「これは三人の方々ばかりでなく、この橋を渡つて通学した昔の小学生全部の気持ではないだろうか」という感じが、何時か私の心を支配していました。そして、この橋の下流を堰止めて設けた横小の仮設ブルの様子を取材したのが、この橋の上からであつたこと等も懐しく思い出されたのでした。

親と子が
一日一度は
話し合い

「社会を明るくする運動」横芝実行委員会

町文化財審議会委員

建設のあゆみ

9月~10月

完成した事業

| | |
|-----------|-----------------------|
| ①建築工事 | |
| 上堺小増築工事 | 578.084m ² |
| ②道路舗装新設工事 | |
| 町道横芝3号線 | 560.0m |
| 町道栗山区内線 | 382.0m |
| 町道木戸台外一線 | 378.5m |
| 町道牛熊~芝山線 | 691.5m |

着工及び工事中の事業

| | |
|--------------|--------------------------|
| ①野球場建築工事 | |
| 横芝町栗山 | 12,116.824m ² |
| ②道路舗装新設工事 | |
| 町道中台砂月区内線 | 712.0m |
| 町道中台角田区内線 | 230.0m |
| 町道栗山第2区内線 | 911.5m |
| 町道栗山南部集会所入口線 | 200.0m |

昭和五十年国勢調査結果速報

昭和五十年十月一日国勢調査における20%抽出結果速報が總理府統計局より発表されました。この結果は推計値であるから標本誤差を含んでおり全数集計によつて得られる結果数字とは必ずしも一致しません。(結果数値の一位を二捨三入しております下桁は○又五とする。)

昭和五十年十月一日現在の当町の総人口は一万三千四十人で昭和四十五年より八百九十八人増加しております。人口の年齢別構成をみると年少人口(○~十四才)が二千七百四十人(総人口の二十一%)生産年齢人口(十五~六十四才)が八千七百五十五人(総人口の六十七%)、老人人口(六十五才以上)が千五百四十五人(総人口の十二%)となっています。これらの年齢三区分別人口の割合は昭和三十年以後出生率、死亡率の低下により大きく変化し年少人口の割合は三十年の三十四%から急速に低下を続け四十五年には二十二%に低下五十年は二十一%になった生産年齢人口の割合は年少人口とは全く逆の傾向で三十年は五十九人で三十年は五十九人(総人口の二十二%)となりました。

昭和五十年十月一日現在の当町の総人口は一万三千四十人で昭和四十五年より八百九十八人増加しております。人口の年齢別構成をみると年少人口(○~十四才)が二千七百四十人(総人口の二十一%)生産年齢人口(十五~六十四才)が八千七百五十五人(総人口の六十七%)、老人人口(六十五才以上)が千五百四十五人(総人口の十二%)となっています。これらの年齢三区分別人口の割合は昭和三十年以後出生率、死亡率の低下により大きく変化し年少人口の割合は三十年の三十四%から急速に低下を続け四十五年には二十二%に低下五十年は二十一%になった生産年齢人口の割合は年少人口とは全く逆の傾向で三十年は五十九人で三十年は五十九人(総人口の二十二%)となりました。

%から四十五年の六十七%まで上昇を続けたが五十年は同じでした。また老年人口の割合は三十年は七%、四十五年は十%、五十年は十二%まで上昇し人口の老齢化が進んでいるのがよくわかります。

就業者六千六百八十人をその所属する産業部門別にみると農林漁業などの第一次産業に二千三百八十五人(就業者総数の三十六%)鉱業、建設、製造業などの第二次産業に千六百三十人(就業者総数の二十四%)商業、運輸、サービス公務などの第三次産業に二千六百六十五人(就業者総数の四十分%)が従事しています。



横芝句会九月例会

ニンバイン稻田の位置につきにけり
三枝 句城
古谷 紅雲

主屋 栗水

石川 奇水

栗舟

木下 孝子

戸部 澄江

木下 石果子

校庭の研植稻の実りかな

藤代 ゆう

松風

栗山

奇水

木下 孝子

木